

参考資料

宇賀克也著「個人情報保護法の逐条解説(第6版)」(平成30年・有斐閣)
438頁 一抄一

第2部 行政機関個人情報保護法の逐条解説

第8条 (利用及び提供の制限)

- (1) 「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」
(1項)

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務づけられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定が置かれている場合を広く含む。個人情報保護条例に「法令等に基づく場合」「法令又は条例に基づく場合」が目的外利用・提供禁止原則の例外として規定されている場合も、一般に同じである。ただし、逗子市個人情報保護条例10条1項1号の「法令又は条例の規定に基づき」は、「当該法令又は条例により通知、送付等が義務付けられている場合に限るものとする。法令又は条例の規定がある場合でも、単に利用又は提供ができる根拠を与える規定であり利用又は提供そのものは任意なものである場合を含まない」と解釈されている(「逗子市個人情報保護条例の解釈運用基準」第10条関係2(解釈)(1)(第1項関係)エ(第1号関係)②参照)。神奈川県は、かつては、「法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき」(個人情報保護条例9条1項1号)について利用・提供が義務付けられる場合に限定して運用していたが、解釈を変更し、現在は、情報提供の根拠規定が置かれている場合を広く含むとする運用をしている(かながわの個人情報保護ハンドブック9条(利用及び提供の制限)第1号(法令等の規定に基づく利用・提供の場合)関係2(解釈)(2))。

- (2) ～ (11) (略)

※本書籍の著作権は、株式会社有斐閣に帰属します。

第2部 個人情報保護に係る特別法

第3章 医療ビッグデータの利用と保護

14 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

(1) 医療情報取扱事業者による医療情報の提供

① 要配慮個人情報のオプトアウト方式による提供禁止原則の例外

医療情報は要配慮個人情報であり(個人情報保護法2条3項)、要配慮個人情報である個人データについては、一般的には、オプトアウト方式による第三者提供は禁止されているから(同法23条2項柱書)、本法30条1項は、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する場合に限定して、その特例を認めていることになる。すなわち、個人情報保護法23条1項1号、行政機関個人情報保護法8条1項、独立行政法人等個人情報保護法9条1項の「法令に基づく場合」として、目的外提供が認められる。また、個人情報保護条例においても、その全てにおいて、法令に基づく場合には、保有個人情報の目的外提供を認める規定がおかれている。このように、本法30条1項は、医療情報の保有主体が、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体のいずれであるかにかかわらず、目的外提供についての特例を定めるものである。

② (略)

③ オンライン結合制限原則の例外

個人情報保護条例には、一般にオンライン結合制限規定が置かれているが、法令に基づく場合には例外が認められている。本法30条1項は、この例外に該当し、また、法令に基づく場合を例外とする規定が置かれていない場合であっても、法律は条例に優先するから、条例のオンライン制限規定に制約されず、同項の規定に基づき、医療情報取扱事業者である地方公共団体は、認定匿名加工医療情報作成事業者に対して、オンラインで医療情報を提供することができる。

④～⑪ (略)

(2)～(7) (略)

※本書籍の著作権は、第一法規株式会社に帰属します。